

追加特記仕様書（ユーティリティ（電気）の調達及び管理業務について）

1. 要求水準書別紙6-1「ユーティリティ（電気、電話、水道、焼却炉用ガス、薬品、燃料等）の調達及び管理業務実施要領」共通仕様書第2項1号で示す、光熱水費（電気、電話、水道（上水及び工業用水）、焼却炉用ガス）調達業務のうち、下記の対象施設の高圧電力の電気の調達業務において次のとおりとする。

ア. 令和4年4月1日から令和4年11月30日まで

電力供給会社との契約及び支払いについては、委託者が行うものとし、委託者が電力供給会社へ支払った金額を、受託者は当該年度内に委託者へ支払うものとする。

イ. 令和4年12月1日から令和9年3月31日まで

電力供給会社との契約及び支払いについては、受託者が行うものとする。

ウ. 対象施設

- ・日永浄化センター第3系統
- ・日永浄化センター第4系統
- ・橋北ポンプ場
- ・納屋ポンプ場
- ・阿瀬知ポンプ場
- ・常磐ポンプ場
- ・智積汚水中継ポンプ場
- ・高砂ポンプ場
- ・泊汚水中継ポンプ場
- ・采女汚水中継ポンプ場
- ・朝日町ポンプ場
- ・三滝通第1地下ポンプ場
- ・三滝通第2地下ポンプ場
- ・浜田地下ポンプ場
- ・八剣地下ポンプ場
- ・新正地下ポンプ場
- ・富田浜元町28区画地下ポンプ場
- ・諏訪公園雨水調整池
- ・中央通り貯留管排水施設
- ・阿瀬知雨水1号幹線排水施設
- ・水と緑のせせらぎ広場